

外国人観光客誘致を支援します!!

民間事業者・団体による外国人観光客誘致のための事業に対し、必要費用の一部を助成します。

対象事業(1) 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性及び継続性のあるもの

事業実施主体	補助対象経費	補助率	限度額
(1) 島根県内に事業所を有し、外国人観光客誘致に積極的に取り組む事業者 (2) 上記事業者により構成される団体等	(1) 情報発信ツールの整備に要する経費 (新規作成のみ) (2) 施設整備に要する経費 (下記対象事業2の免税店整備にかかる費用を除く)	1/2	50万円
	(3) 外国人観光客に対するオンデマンド交通運行に要する経費 (4) 感染防止対策環境整備に要する経費 (5) その他外国人観光客受入体制整備のために必要と認められる経費		
	(6) 海外へのプロモーションに要する経費(※) (7) 外国人向けコンテンツ開発・販売	1/2	20万円

※ 海外へのプロモーションに要する経費を申請するにあたっては、プロモーションに係る資料等が整備されていること。また、旅費については当該経費の1/2または訪問国数に5万円を乗じた額のいずれか低い方とする。なお、プロモーションの対象とする地域は、韓国(ソウル特別市及び釜山広域市)、台湾、中国(上海市、北京市、広州市)、香港、タイ(バンコク)、シンガポール、フランス並びにその他必要と認める地域とし、同一事業実施主体による申請は、年度内に4回を限度とする。

対象事業(2) 輸出物品販売場(免税店)整備

事業実施主体	補助対象経費	補助率	限度額
(1) 島根県内に事業所を有し、輸出物品販売許可を受けた、または受ける予定の民間事業者 ただし、中小企業基本法に定める「小規模企業者」とする。	(1) 施設設備に要する経費 ア. 店舗改装等の施設設備整備に要する経費	1/2	50万円

対象事業(3) 県内の観光エリアへの公衆無線LAN整備

観光エリアとは・・・ 外国人観光客の来訪が見込める個々の観光スポットの周辺地域

事業実施主体	補助対象経費	補助率	限度額
(1) 民間事業者により構成される組合等	(1) 公衆無線LAN整備に要する次の経費 ア. 無線LANルーター等機器購入経費 イ. 設置工事費	1/2	事業実施主体あたり 50万円

※同一事業者による申請は、対象事業(1)～(3)を合算して50万円以内とする。

裏面もご覧ください。⇒⇒⇒

◆◆各補助対象経費の例と対象項目◆◆

対象事業(1) 外国人観光客誘致事業

(1) 情報発信ツールの整備に要する経費

【例】多言語パンフレットの作成
多言語ホームページの作成
Googleマイビジネスの登録

対象項目:

- ①パンフレットの版下作成経費
- ②ホームページデザイン作成経費
(既存のものへの軽微な修正は対象外)
- ③翻訳料④印刷製本費(増刷は対象外)

(2) 施設整備に要する経費

【例】案内表示・看板等の多言語化

対象項目:

- ①看板の作成及び設置費用②翻訳料

(3) 外国人観光客に対する オンデマンド交通運行に要する経費

【例】クルーズ客船用シャトルバス運行

(4) 感染防止対策環境整備に要する経費

【例】館内案内や大浴場・食事会場の混雑
状況をスマホから多言語で確認でき
るシステム整備

対象項目:①システム導入経費

(5) その他外国人観光客受入体制 整備のために必要と認められる経費

【例】外国語研修会の開催

対象項目:①講師謝金②講師旅費

(6) 海外へのプロモーションに要する経費

【例】旅行博への出展

旅行会社へのセールス

対象項目:①ブース出展料②通訳料
③旅費④配布資料等の作成経費

(7) 外国人向けコンテンツ開発・販売

【例】モニターツアー

海外向けOTA登録

対象項目:①ガイドツールの翻訳料
②外国語対応ガイド育成費
③モニターツアー経費
④OTAへの掲載内容翻訳料

対象事業(2) 輸出物品販売場(免税店)整備事業

(1) 施設整備に要する経費

【例】店舗改装等の施設整備、POSレジ・
クレジット端末機等設備整備

対象項目:

- ①間仕切り等作製工事費
- ②POSレジシステム・クレジット端末機・
電子マネー対応ソフト

この補助金は、外国人観光客誘致のため行われる各種の取り組みに対し補助金を交付することにより、民間事業者及び団体等の参入を促し、外国人観光客誘致

対象事業(3) 観光エリアへの公衆無線LAN整備

(1) 公衆無線LAN整備に要する経費

【例】無線LANルーター等機器購入経費
設置工事費

対象項目:

- ①ルーター・無線LANアクセスポイント・
その他無線LANの整備に必要と認め
られる機器購入費
- ②電源設置及び配線工事、その他無線
LAN整備に必要と認められる工事費

※観光エリアの例

温泉街、飲食店街、商店街など、外国人観光客
の来訪が見込めるエリアで、個々の施設は含ま
ない。

【注意事項】

1. 外国人利用者がキャリアフリーかつ無料で
接続できるようにすること。
2. セキュリティ対策は設置者の判断で行うこと。
3. wi-fi接続設定画面を外国語でも表示させる
等外国人観光客の利便性に配慮すること。

【お問い合わせ先】島根県商工労働部観光振興課 山本

松江市殿町1番地 TEL:0852-22-6298 FAX:0852-22-5580 MAIL:kanko-inbound@pref.shimane.lg.jp

事業の詳細、申請様式につきましては、ホームページをご覧ください。

島根県 観光振興課

検索